

御船町農業委員会会議録

※当議事録は公開用として個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

令和6年4月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和6年4月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月10日(水) 15時01分～16時30分
2. 場 所 御船町役場 第二分庁舎 大会議室
3. 農業委員（13名）

会長		1 番	富田 早苗			
会長職務代理者		2 番	荒木 義一			
番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	
3 番	坂本 保男	出	9 番	徳永 廣敏	出	
4 番	野田 孝光	欠	10 番	渡邊 義高	出	
5 番	藤岡 雅子	出	11 番	芥川 誠	出	
6 番	大西 敬一	出	12 番	福島 則義	出	
7 番	森田 優二	出	13 番	竹崎 幸雄	出	
8 番	池田 賢治	出	14 番	吉田 敏郎	出	

農地利用最適化推進委員 10名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1 番	上田 幸人	出	6 番	松原 茂	出
2 番	山本 利一	出	7 番	中川 桂一	出
3 番	上田 秀一	出	8 番	永本 智裕	出
4 番	川地 良一	出	9 番	田中 榮一	出
5 番	大森 勝範	出	10 番	川部 裕志	出

4. 議事日程

1	開会	
2	会長挨拶	
3	議事録署名委員の指名	
4	議案第14号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
5	議案第15号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
6	議案第16号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
7	議案第17号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項及び附則第10条第1項に基づく意見の決定と法律第19条の2による農用地利用集積計画について

8	議案第 18 号	令和 5 年度農業委員会事業実績報告の承認について
9	報告第 19 号	法務局からの転用事実の照会回答について
10	報告第 20 号	農地法に係る事務処理要領に基づく工事の進捗状況報告について
11	報告第 21 号	非農地判断について耕作証明書について
12	報告第 22 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出書の受理について
13	報告第 23 号	耕作証明書について
14	報告第 24 号	農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約した旨の通知について

5. 農業委員会事務局職員

課 長 山下 直樹 課長補佐 松崎 邦寿
主 査 前川 俊司 主 査 松永 ちえ

事務局	定刻となりましたので、只今から始めさせていただきます。まず審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日は、4 番野田委員から欠席の連絡を受けています。欠席者 1 名、14 名中 13 名の参加ということで、御船町農業委員会規則第 6 条により過半数以上の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員におかれましては、10 名の出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、4 月の総会を開会します。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第 4 条により富田会長よろしく願いいたします。
議 長	はい、こんにちは。
全委員	こんにちは。
議 長	〈挨拶〉 本日の議事録署名委員は、お二方、9 番徳永委員、12 番福島委員よろしく願い致します。それでは、議案第 14 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、では、議案書の 1 ページをお願いします。 《議案第 14 号を説明》
議 長	はい、ありがとうございました。それでは、申請番号①番から、これは森田委員の担当ですので、よろしく願いいたします。
7 番	はい、説明資料は 2 ページからになります。3 月 29 日に池田委員、藤岡委員、事務局と申請人とで現地確認を行いました。申請地の場

	所が4ページの所を見てもらうと、国道445号線から浄水センターへの道がありますけど、入ってすぐ右側にある農地になります。国道445号線沿いの農地で、現況は1枚になっていますが、2筆になります。次のページを見てもらうと、写真があると思うんですけど、位置から○反ものですけど、2筆になっているのが現状です。この申請については、譲受人が譲渡人から譲受をしたということで、調査書の方はですね、第1号から第7号まで該当する要件は、すべて満たしておりますので、許可相当であると判断します。皆様のご審議をよろしくお願ひします。
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、只今の件に対して、ご質問、ご意見はございませんか。無いようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして申請番号②番、こちらは私の担当ですので、私が説明をいたします。
1 番	それでは説明資料の8ページをご覧下さい。場所は、甲佐線沿いの〇〇〇〇の工場がありますけど、そのすぐ横になります。ガソリンスタンドの裏手辺りになります。これは、兄弟間の贈与ということになります。譲受人は、今も農業をされておって、ここも米、また裏は野菜等を作っておられます。調査書の第1号から第7号までは何ら問題ないと思われます。皆様のご審議をお願いします。
議 長	ご質問、ご意見はございませんでしょうか。
8 番	異議なし。
議 長	はい、それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第15号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、では、議案書の3ページをお願いします。 《議案第15号を説明》
議 長	はい、それでは、申請番号①番、担当の藤岡委員ですので、説明をお願いします。
5 番	はい、説明の方をいたします。資料の方は13ページをお開きください。3月29日に池田委員、森田委員、事務局、申請者の代理人の方と現地を確認いたしました。場所は、〇〇〇〇の裏の方になります。

	<p>横に住宅地が出来ておりますが、農地が少し残っていたところになります。農地区分は第3種農地、田1筆の面積は〇〇〇㎡になります。転用の目的は、貸駐車場です。前回、前々回ぐらいに申請があがっていますが、〇〇〇〇の横に賃貸のマンションの建設がどんどん進んでおりますが、そちらの住人の方の駐車場が不足しているということで、申請者の方に、管理業者から相談があり、賃貸の駐車場として整備する運びになったようです。15ページを開けていただくと、写真の方が出ております。隣に農地が隣接しておりますが、こちらの方は、隣接の同意書の方が取られています。戻っていただいて、14ページが駐車場の計画図になっております。18台ほど駐車する予定になっております。排水関係については、こちらの図にありますけれども、雨水桝で集水してから、道路の方の側溝に放流する計画になされております。11ページの方に戻って下さい。一般基準の1～10の該当する場所は、問題ないと判断いたしました。総合判断として許可相当と判断いたしましたので、皆さんの審議をよろしくをお願いします。</p>
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。
7 番	ありません。
議 長	これ、舗装ですね、自然浸透ではなくて。
5 番	はい、そうですね。
議 長	だから、桝を作るんですね。自然浸透でなく、アスファルトで舗装すると書いてありますね。はい、それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして申請番号②番、担当の森田委員、説明をお願いいたします。
7 番	<p>説明資料は、16ページからになります。3月29日に藤岡委員、池田委員、事務局と申請人と現地確認を行いました。場所は、19ページになりますけれども、〇〇〇橋から〇〇神社に行くところ中辺田見の旧道のハローワークの裏側になります。今隣はハローワークの駐車場になっておりますが、その一角になります。結局写真は21ページになります。駐車場として利用されている状態でした。違反転用をしておりますので、20ページに始末書が提出してあります。次18ページの事業計画書をお願いします。土地利用計画の内容としては、申請地内に隣接住民の要望に応えるために13台分の駐車場を</p>

	<p>設置し、空いているスペースは転回スペースとして予定しているということでした。雨水については、ここは路面の碎石に自然浸透をさせるということでも、オーバーフロー分は、土地勾配をつけて敷地内で浸透枥を設け、処理する計画です。また、汚水・生活排水については、発生しません。次に審査表 17 ページをお願いします。申請地の農地区分は、都市計画の用途地区内にあります第 3 種農地になります。地目は、田 1 筆、〇〇〇㎡になります。また中段になりますが、一般基準の項目は、該当するところは全て満たしており、適当と判断します。以上のようなことから、総合的に見て許可相当と判断いたします。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。ここは、ハローワークの道の川の方に行くところかな。〇〇の入口らへんかな、あそこは田んぼがあったですか。</p>
8 番	<p>ここはちょっと下の。</p>
議長	<p>あの周りに、こんな田んぼはあったですか。</p>
7 番	<p>あの手前の道端のところにあったのが、その下と、今言ったところの、この申請が出ているところはですね、田んぼだったらいいですよ。</p>
議長	<p>あー、埋めたって書いてあるね。もともとと同じ所有者ということだ。こらー、どーし。あんまりだろう。</p>
5 番	<p>手前が、ハローワークの駐車場になっている。</p>
13 番	<p>あの、よかですか。手前の集水枥を 2 つ作る予定ですか。集水枥を作る予定でなかったの。違ったの。</p>
7 番	<p>いや、あのですね、現状は、駐車場で、砂利敷きになっているんですよ。周りをブロックで少ししている。大体、法（のり）も切っているけど、ブロックが法（のり）より高くなっているから、大体、自然排水だろうということでもあります。</p>
13 番	<p>分かりました。すいません。しっかり聞いておけばよかった。</p>
7 番	<p>あー、ちょっと早かったですね。</p>
議長	<p>はい、ほかにご質問ご意見はございませんでしょうか。はい、それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>（挙手）</p>
議長	<p>はい、全員賛成で許可といたします。続きまして議案第 16 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案書の 5 ページをお願いします。 ≪議案第 16 号を説明≫</p>

議 長	はい、ありがとうございました。それでは、申請番号①番から、通してかな、3 筆ありますけど。担当の野田委員が休みだから事務局から説明をお願いいたします。
事務局	こちらの案件は、昨年の 9 月に農振の個別除外の申請があつて、先月に県から同意文書が来ている案件になります。説明の資料については、22 ページからでございます。3 月 19 日に野田委員、上田委員、事務局、申請人とで現地確認をしました。申請地の場所は、26 ページをご覧ください。真ん中に書いてあります益城矢部線沿いの三間伏バス停から約 400m 離れた三間伏集落の道路沿いにある土地になります。続きまして 28 ページに現況の写真ありますのでご覧ください。現地は、畑として利用している状態でした。次に、事業計画書は、24・25 ページ、配置図・給排水計画については、27 ページになりますのでご覧ください。事業計画としては、申請地内に店舗及び駐車場を設置し、空いているスペースについては転回スペースとして予定にする計画を立てておられます。雨水については、自然浸透とし、オーバーフロー分については、既存南側にあります自宅雨水路に放流予定にしており、汚水・生活雑排水については、浄化槽にて処理後、処理水は、既存自宅排水路を流される予定にしておられます。最後に、23 ページの審査表をご覧ください。今回の申請地の農地区分については、農地の拡がりが 10ha に満たない第 2 種農地です。地目は、田 3 筆、転用面積は、〇,〇〇〇㎡になります。またそのページの中段にあります一般基準の項目については、該当するところは、全て満たしており、適当と判断いたします。以上のようなことから総合的に見て許可相当と判断いたします。みなさんのご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございました。これは集落に接しているというが、その集落の人には、説明はしてあるのかな。同意とかはあるのかな。
事務局	隣接同意とかは取っております。
議 長	隣接同意だけでなく、村でとかは説明しているのかな。近頃多いでしょう。〇〇〇〇〇のところとか、前に、俺たちが OK と判断したものが、ちよくちよく反対があつていたりするから。
事務局	すいません、事務局からお答えします。これにつきましては、農振農用地の除外の時点で、地元の区長さん、周辺住民の方には理解を得られています。また、土地改良区の方にも同意が得られています。土地改良区からは、意見書で何ら意義なく同意しますと。
議 長	近所の方が、俺は、聞いていないとかが近頃あつているから。そう

	いうことがないなら問題ないけど。車が来て排除するかどうかは知らないけど、そういうことに対して、いろいろと地区説明等はしているのかな。
事務局	12月には、説明していると伺っています。以上です。
議長	はい、ご質問ご意見ございませんでしょうか。それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
全委員	(挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号②番、担当の坂本委員、お願いをいたします。
3番	はい、3月28日に大森推進委員、事務局、申請の代理人と現地の確認をしました。場所は、〇〇〇のある交差点を就業センターの方に向かってすぐの場所です。34ページの写真がありますけども、隣には住宅、あるいは工場の倉庫等があって、何ら問題のある場所ではありません。でまた、5、6年前に既に申請地は農地転用がかかっているそうです。許可が出ていたんですが、そのままになって、その農地をまた別の方が、購入されて今回の申請にいたっています。今回、1回許可されているのに、また申請し直さないといけないのかいと尋ねたら、所有者が変更になる場合は、申請をし直さないといけないということで今回の申請になったそうです。当然、子供さんが生まれて賃貸に住んでいるけど、家が欲しくなったということで、今回購入されたとのこと。30ページの審査表を見れば、第2種農地で面積が〇〇〇㎡で、一般基準の方は、既に1回通っている訳ですから、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をお願いします。
議長	はい、ありがとうございました。ご質問、ご意見ございませんか。
12番	ありません。
議長	それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号③番、これも坂本委員の担当ですので、お願いします。
3番	これは、38ページに地図がありますけれども、小学校からずっと下って行って、ため池があって、そのため池からちょっと上がったところの場所になります。写真にありますように、資材置場が既にあるので、元の住宅地を購入されて、その畑が残っていた。元の住宅地は既に資材置場になっております。その横のこの今写真にある農地

	<p>を、また再び資材置場として拡大したいということで今回の申請に至っています。また、先ほどの案件同様、この売買については、地震の直後にはもう成立しているそうです。その時点で、既に売買は出来ており、この畑については、名義が変更できなかったことで、今回の申請があがっていることを事務局から聞いております。とにかく入口がちょっと狭いというのが難点ですけども、隣の住宅地の方の同意も取っておりますし、隣に1件だけ家がありますけども、ちゃんと今、乱雑に資材置場をなっておりますので、その点は、今隣の方からきれいな資材置場にしてくださいねと言われたことを事務局から聞いております。いろいろ既に先程も言いましたように、36ページの審査表を見てもらえばわかりますけども、第2種農地で〇〇〇㎡、また一般基準では、全て適当であると判断いたしました。今回は、2件につきましては、農業委員としては、何も問題ないですねといったところです。</p>
議長	<p>坂本委員、この案件は、いつか出てきた案件じゃないの。違うの、ため池のそばで。半分がなんとかかんとかで。2カ所を取ったりなったりして。それじゃないの。</p>
3番	<p>それとは、違います。そばではありますけど。</p>
議長	<p>はい、それでは、ご質問、ご意見ございませんか。無いようでしたら許可相当と思われる方の挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号④番、これは筆が多いですね。福島委員お願いをいたします。</p>
12番	<p>3月28日に田中推進委員、事務局と現地確認を行っております。まず、場所の説明ですけども、資料の45ページ、役場から約1.3km位離れたホームセンター〇〇〇の前に物流倉庫を建設中です。この物流倉庫の南側の隣接地ということになります。今、建設中の右の方に赤で塗ってあります隣接地ですけども、この部分になります。46ページに計画図、47ページに写真があります。資料の42ページを開いていただくと、農地の区分は第2種農地、地目は田、面積は7筆で〇,〇〇〇㎡、申請地の東、西、南は水路、北側は道路を隔てて、現在工事中の物流倉庫ということでございます。申請人は、熊本市で土木建設業、というか宅地建物取引業をやっている法人でございます。実は、建設中の物流倉庫の事業者から物流倉庫内の駐車場が足りないということで、駐車場整備の要望を受け、隣接のと</p>

	<p>ころに貸駐車場を作る、倉庫の従業員用の貸駐車場をつくるということになりまして、所有者との所有権移転について合意があったので、農地法 5 条の申請にいたったものであります。一般基準の 1～10 に関しては、該当する箇所に関しては、全て満たしている、実は、この場所を転用してしまうと、この付近には農地がありません。ですから、農地の初歩的な利用には何ら影響を及ぼさない。それから排水同意は取っておりますので、適当と判断をいたします。このようなことから、総合的な判断として許可相当というふうに判断いたします。皆さんの審議をよろしく願いいたします。それから一応、貸駐車場約 135 台分位、数を数えてみたら。以上でございます。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。ここは繋がってしまったですよ。あつという間だったね。これは、前回か前々回かに申請があがっていたアパートであがっていたでしょ。申請かなんかが。</p>
8 番	<p>あれも、今回の開発用地の上の方の部分だね。</p>
議 長	<p>青と四角の小さなやつだろう。45 ページ。</p>
8 番	<p>45 ページのちょっと上の方の裏手だろう。</p>
議 長	<p>繋がってしまったね。</p>
12 番	<p>それと実は、ここに用水路が、この駐車場の 46 ページの駐車場の絵がありますけども、これ以降、物流倉庫側の道路がありますけれど、その横に実は、用水路があります。これは、当然潰さない。</p>
議 長	<p>潰さない。</p>
12 番	<p>何でかという、この用水路は、〇〇〇の横の水田に供給しているそうです。</p>
議 長	<p>この貸倉庫の敷地内にも用水があつたでしょう。用排水からあつたでしょう。貸倉庫が建っている敷地内に。</p>
12 番	<p>あの中にも用水路がありました。</p>
議 長	<p>あれは、グレーチングからあげてしているの。</p>
12 番	<p>それについては、きれいに整備してから整地して、それについても、下の方まで流れています。</p>
議 長	<p>あの先に井手の排水が入っていたら大変でしょう。そんなら、してもらわないとね。農地がゼロじゃないんだから。ほかにご質問・ご意見ございませんか。それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。</p>
全委員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号⑤番、担当の池田委員、お願いをいたします。</p>

8 番	はい、3月25日に森田委員、藤岡委員、永本委員、事務局で現地の確認をいたしました。場所の説明をいたします。51ページをご覧ください。〇〇〇〇〇御船店と〇〇〇〇〇御船店との間にある住宅地の一角というか、あの辺です。入り組んでいますが、難しい所はありません。53ページの写真を見ていただくと、この申請地だけが取り残されているというか、進入場所はございませんで、左下の写真を見ていただくと、元々の水路だと思えますけども、現在も残っております。こちらは現在使われておりません。用をなしておりません。また写真のように、草が荒れ放題で、申請者の方が言うには、家の真裏にあたりますので、虫とかが湧いて手に負えないというような感じだったようです。49ページに戻っていただいて、農地区分は3種農地、広さが〇〇〇㎡、ここを駐車場にされるということで、申請者が、境に家には、植栽で植えて仕切っていますけど、駐車場にする場合は、これを取り除いてしまって砂利で駐車場をつくるということでございます。一般基準の項目は、適当かなと思われまますので、総合判断として許可相当と判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
議 長	はい、ありがとうございます。
5 番	申請者のお家は、この白い壁の家の方です。
7 番	言うならば、〇〇〇の。
議 長	駐車場の奥ら辺でしょう。
7 番	あの道があったところでしょう。
議 長	あの共同の道のところでしょう。あの辺。
7 番	耕運機の何も行かれない道が、そういう風な状況だからという話でした。
議 長	ここら辺の家が建ってしまったときに、ここら辺はいつぺんに建ってしまったから。
5 番	はい。
議 長	質問・ご意見ございませんでしょうか。
13 番	ちょっといいですか、用水路があるんですか。それは、きちんと確保するということですか。
議 長	これは、兼ねているんでしょう。用水路は。
7 番	兼ねてるよ。ブロックで用水をしているんですよ。
議 長	あー、そうですか。なら、残さないとしようがなかでしょうね。
7 番	地籍もまだ入っていないんですよ。
議 長	はい、では、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

全委員	(挙手)
議長	はい、全員賛成で許可といたします。申請番号⑥番は、私が関係ですので、職務代理に譲りたいと思いますので、お願いをいたします。
事務局	しばらく、離席をお願いします。
職務代理	申請番号⑥番は、会長が関連した案件ですので、よろしく申し上げます。担当の徳永委員、申し上げます。
9 番	はい、会長のところなので、改めて先月 28 日に事務局と川地推進委員と申請人の代理人がいらっしやいまして現地の確認いたしました。58 ページを見て下さい。説明資料の 58 ページ、あの辺りは新しくどんどんと田んぼが無くなっていきますけど、コンビニエンスストアがありますけど、その手前が、この間許可が出た〇〇〇が、それからコンビニエンスストアの右斜めの広い所が、〇〇〇、反対側に簡易郵便局の隣に、形が今回なりますので、この並びの殆ど家が建ってたり、倉庫が出来ていきますけど、戻りまして、55 ページを開けて下さい。申請に至った内容がここに書いてありますが、相手方が、譲受人の事業所がありまして、熊本にあります食品関係の、いわゆる服・ユニホーム作りのところでした、今まで作っていた場所では手狭になりまして、どこかい所はないかと、県道沿いで、高速に近くて、なおかつ駐車場が十分にとれる広さが欲しいということで、うちの会長さんの土地になります、約〇反〇畝あります、かなり広いです。ここは 1 種農地です。土地改良法に関連する土地でなりますので、なおかつ 1 種農地で、条件が揃わないと許可が下りないところでした、その下の農地の区分と転用目的の所の真ん中のあたりにですね、企業が雇用協定を締結するとのことで、許可が可能になったと、ちょっと何軒か今まであったと思いますが、そのことによって会長の土地が、許可を受けて本日審議に至ったとのことです。一般基準の方は、十分満たしております。並行しますが、56 ページの真ん中あたりに、今までは 10 名位で会社をやっていたところを、今度は、ここで 10 名程度雇用したい、その中の 3 割か 4 割くらいを農業従事者の関係の方を入れたいということで、申し込みがあります。製造の際には、御船町のキャラクターを使用し、御船町の PR をしたいということで、一番問題は、下にあります排水・雨水のところですが、給水は、問題ない。雨水は、浸透枳を使いまして吸い込ませる。オーバーフローした分は、町道の側溝がありますから、雨水はあまり出ないと思いますから、汚水については、合併槽にて処理し、処理水は、北西側の町道側溝に放流いたします。

	一般基準については、問題ございませんので、許可相当と判断いたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
議長代理	はい、ありがとうございました。何か質問ありませんか。
3 番	あの先ほど、ありましたけど、地元から雇用するということで許可が得られたと説明がありましたけど、今まで例えば、〇〇〇〇だったり、倉庫なんかは何名程度雇用しますとかありましたけど、いつも言ってますね、いつもどこの何名とか、実際に雇用したとか、あとの調べとかはしておられるんですか。
7 番	あります、議会で追求します。
3 番	そうですか、結果の報告なんかまでは、いってないんですか。何名雇用したとかは。
7 番	議会で追求しようと、あります。
3 番	広報とかはしているんですか。
7 番	広報まではしていませんかと思います。
3 番	だから、一応計画通りに雇用はなられていると。
7 番	あの計画をしてもですね、結局、来ない人もいるからですね。100%計画通りにはいってないと思いますよ。そうだったでしょう。100%雇用通りにはいってないですよ。これはあくまでも声をかけて来る来ないがありますので、そこらへんで、雇用については、満足にはいってないだろうと思います。そういう話があったと思いますが。
3 番	まあ、そういうことです。
議長代理	ほかにありませんか。
8 番	ありません。
議長代理	それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(挙手)
議長代理	はい、全員賛成で許可といたします。
議 長	それでは、議案第 17 号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議案書の 8 ページをお願いします。 《議案第 17 号を説明》
議 長	はい、ありがとうございました。それでは、只今の事務局の説明に対して、ご質問ご意見はございませんでしょうか。無いようでしたら、了解していただける方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございました。それでは、全員賛成で承認といたします。続きまして議案第 18 号を提案いたします。事務局の説明を

	お願いいたします。
事務局	はい、議案書の14ページをお願いします。 《議案第18号の説明》
議長	はい、ありがとうございました。只今の審議の説明に対して、ご質問・ご意見はございませんか。
5番	はい、研修会で、9月の27・28日に宗像に行った研修が入っていません。
事務局	すいません、自分たちの研修会の記載を忘れていました。私たちが行ったものが入っておりませんでした。
議長	一つ、聞いていいかな、新規就農者は、1件ということですけど、地元の人か、町外の人か。
事務局	町外の人で、居住区は宇城の方になります。
3番	ちょっと、お知らせします。この前農地パトロールをしたじゃありませんか。就業センターの、最後の方に、居たじゃないですか、人が、その彼ですよ。
議長	彼で、宇城から来ているの。
3番	ちょうど、その周りに〇〇君の畑があつてですね。ちょうど〇〇君に相談に行ったら、まず、自分ちの圃場も、2反くらいは同じように借りる段取りで話が進んでいる。
議長	それでは、質問・ご意見無いようでしたら、只今の説明に対して承認を頂ける方の挙手をお願いいたします。
全委員	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。それでは、全員賛成で承認ということになります。続きまして、それでは報告事項を通して、最後までお願いします。
事務局	すいません、議案書の17ページをお願いします。 《報告第19号を説明》 《報告第20号を説明》 《報告第21号を説明》 《報告第22号を説明》 《報告第23号を説明》 《報告第24号を説明》
議長	はい、ありがとうございました。さっき法務局の照会で、これで返事を出して何も言われなかった。3月18日に返事したんだろ。この内容で問題なかったの。
事務局	問題はありませんでした。一応、これに関する代理人さんからは無

	事に分筆が通って地目を変更できた。
議 長	きちんと、分筆の最初の申請の面積に戻ったから問題なかったんだろうか。
事務局	最初の許可の面積ではなくて、法務局から照会があった面積で問題なかったと。
議 長	〇〇〇㎡。これは、法務局が調べた面積が〇〇〇㎡。
事務局	これは、法務局に提出された分筆の面積が、〇〇〇㎡ということです。回答している〇〇〇.〇㎡というのは、当初の面積です。
議 長	これは、私は覚えているんですよ。地震の後、隣の道が狭いから、田んぼの方に道を造るということで、自分がいた時ではなかったかな。おったね。
事務局	これは、農振に絡むことなので、ちょっと説明します。当初、29年2月に、自宅前の通路ということで、〇〇〇.〇㎡で一度申請されています。2月に農振除外、農地転用も許可をされています。ただし、今回ですね、〇〇〇㎡になったのは、改めて今回、アパートを作った時にですね、土地改良区と町で合わせて3者で立ち会いを行いました。その際に面積が拡充しています。それで面積が拡充した、それで、実際に杭が、面積を正確に測って見たら〇〇〇㎡あった。それで測量が入ると変わりますので、それを正確に出したいと、地権者の方からありましたので。
議 長	分かりました。ほかにございませんか。ご質問ご意見。それでは、本日の総会を終了しますけど、事務局からその他で別にあれば。
事務局	すいません大分、時間が予定より早く終了しましたが、 <その他報告について> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員、農地利用最適化推進委員の報酬等について ・最適化活動の活動報告の提出依頼について ・退任される委員の全国農業新聞の購読に係る口座振替用紙の提出について ・再任される委員の臨時総会の日程等について ・農業委員会の監査について
議 長	これで本日の総会は、最後です。失礼します。

上記の顛末を記載し、相違なきことを証明するためにここに署名する。

9 番

印

12 番

印